































- 2 社会福祉施設の取組促進
- 3 福祉避難所の指定
- 4 外国人に対する支援体制整備
- 5 その他の要配慮者に対する配慮

## 第11節 帰宅困難者支援体制の整備

本町では、大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者の発生が予想される。本町は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、大規模店舗等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。

また、大阪府、他市町村とも連携し、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

## 第2章 地域防災力の向上

### 第1節 防災意識の高揚

本町、大阪府をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努めるものとする。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取り組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

#### 第1 防災知識の普及啓発

本町、大阪府をはじめ防災関係機関は、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

- 1 普及啓発の内容（災害等の知識、災害への備え、災害時の行動等）
- 2 普及啓発の方法（広報紙、防災ガイドマップ等による啓発、活動等を通じた啓発）

## 第2 防災教育

### 1 学校における防災教育

学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たせる人材を育成するよう、発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、本町及び大阪府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなど、学校における防災教育の充実を図る。

### 2 消防団等による防災教育

消防団が消防本部等と連携を図り、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、住民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化ができるよう支援する。

## 第3 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

## 第2節 自主防災体制の整備

本町及び大阪府は、住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

### 第1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、本町は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画を促し、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

本町内の一定の地区内の住民及び事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として本町防災会議に提案することができる。

本町は、地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、本地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

### 第2 自主防災組織の育成

本町は、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア

団体等との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

### 第3 事業者による自主防災体制の整備

事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から、自主防災体制を整備するよう啓発する。

事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

### 第4 救助活動の支援

本町、大阪府警察（泉大津警察署）及び関係機関は、救助・救急用資機材の整備を行い、地域住民による自主防災組織が実施する諸活動と連携した防災訓練の実施や、自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援する。

## 第3節 ボランティアの活動環境の整備

本町、大阪府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、忠岡町社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO 及びその他ボランティア活動推進機関は、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO 等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

## 第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割を十分に認識し、自ら事業継続上の取り組みを実施するとともに、地域の一員であることを踏まえ、地域の防災活動等との連携、協力を努める。

#### (1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

#### (2) 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、サプライチェーンの寸断により工場生産が停止するなど、被災地はもとより経済活動への影響が全国に及ぶなど、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて企業防災の推進に努める。

#### (3) その他

ア 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

- イ 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- ウ 豪雨や防風などで屋外移動が危険な状態であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

## 第3章 災害に強いまちづくり（災害予防対策の推進）

### 第1節 都市の防災機能の強化

本町、大阪府をはじめ防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策等により、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努めるものとする。

#### 第1 防災空間の整備

本町、大阪府、近畿地方整備局は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場などの都市基盤施設の効果的整備に努める。また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間を確保する。

#### 第2 都市基盤施設の防災機能の強化

本町、大阪府及び近畿地方整備局は、公園、道路、河川、港湾、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

- (1) 避難場所又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置
- (2) 河川における防災機能の強化
- (3) 河川水の活用や下水処理水の再利用を行うための施設の整備促進
- (4) 臨海部における防災機能の強化
- (5) ため池等農業水利施設の防災機能の強化

#### 第3 木造密集市街地の整備促進

木造住宅等が集積した市街地は、大規模な地震や火災により甚大な被害が想定されるので、建築物の不燃化と、建築物の倒壊を防ぐため、耐震化の促進に努める。

- (1) 規制・誘導（準防火地域の指定、耐震診断の促進）
- (2) 各種事業の推進（道路事業、街路事業、公園事業、市街地再開発事業）

#### 第4 建築物の安全性に関する指導等

本町及び大阪府は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、指導、助言等を行う。また、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進し、公共施設をはじめ交通機関、医療機関、商業施設等の福祉に配慮した改善を要請するなど、都市防災環境の整備を図る。

#### 第5 空き家等の対策

本町は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

大阪府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、本町とともに、相談窓口の普及啓発に努める。

#### 第6 文化財対策

本町及び大阪府は、住民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

#### 第7 ライフライン施設災害予防対策

本町及びライフラインに関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めるものとし、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

#### 第8 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

本町及び大阪府は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿処理及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

## 第2節 地震災害予防対策の推進

### 第1 地震災害対策の基本的な考え方

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、大阪府、本町、関係機関、事業者、住民等が、様々な対策によって、被害軽減を図ることが肝要である。

このため、大阪府が定めた「大阪府地震防災アクションプラン」（平成21年1月策定）を踏まえて、本町の地震防災対策を推進する。

第2 大規模地震の被害想定（平成18年度公表）

本町における地震被害の想定結果（前提条件⇒冬の夕刻、平日午後6時頃、晴れ、平均風速2.4m/s）

大阪府地域防災計画関連資料集による想定（忠岡町の数値）

想定地震	上町断層系	生駒断層系	有馬高槻構造線	中央構造線	南海トラフ	
地震の規模	マグニチュード(M) 7.5~7.8	マグニチュード(M) 7.3~7.7	マグニチュード(M) 7.3~7.7	マグニチュード(M) 7.7~8.1	マグニチュード(M) 7.9~8.6	
想定項目	計測震度 6弱~6強	計測震度 5弱	計測震度 4~5弱	計測震度 5強	計測震度 5強~6弱	
建物全半壊棟数	全壊 995棟 半壊1,190棟	全壊 0棟 半壊 1棟	全壊 0棟 半壊 0棟	全壊 49棟 半壊 118棟	全壊 55棟 半壊 130棟	
出火件数	1件	0件	0件	0件	0件	
ライフライン	停電	1,262戸	0戸	0戸	84戸	84戸
	ガス供給停止	6戸	0戸	0戸	0戸	0戸
	断水	87.9%	22.8%	0%	18.4%	8.9%
	固定電話不通	2,876回線	21回線	0回線	213回線	2回線
死傷者数	死者 8名 負傷者 1329名	死者 0名 負傷者 0名	死者 0名 負傷者 0名	死者 0名 負傷者 30名	死者 0名 負傷者 33名	
罹災者数	6,534人	3人	0人	499人	422人	
避難所生活者数	1,895人	1人	0人	145人	123人	

資料：大阪府地域防災計画関連資料

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編 東海地震の警戒  
宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震  
防災対策推進計画

事故等災害  
応急対策

災害復旧・  
復興対策

### 第3 大規模地震（海溝型）の被害想定（平成25年度公表）

平成25年度公表の海溝型大規模地震（南海トラフ巨大地震）の大阪府内の被害想定は以下の通りである。

想定地震		南海トラフ巨大地震
地震の規模	マグニチュード (M) 9.0～9.1	
	計測震度 5弱～6強	
建物全半壊棟数	全壊 179千棟 半壊 459千棟	
出火件数 (炎上出火冬18時)	61	
死傷者数(冬18時)	死者 134千人(津波の早期避難率が低い場合) 9千人(津波の避難が迅速な場合) 負傷者 89千人(津波の早期避難率が低い場合) 26千人(津波の避難が迅速な場合)	
避難者数	192万人(内、避難所生活者数 118万人)	
ライフライン	停電	234万軒
	ガス供給停止	115万戸
	電話不通	142万加入者
	水道断水	832万人
経済被害	資産等の被害額	23.2兆円
	生産・サービス低下	5.6兆円
	合計	28.8兆円

### 第4 建築物の耐震対策等の促進

本町、大阪府をはじめ建築関係団体等は、密接に連携して、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取り組み強化を図る。

また、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層建築物等における長周期地震動対策への取り組みや、忠岡町耐震改修促進計画の見直し等を実施し、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

### 第5 土木構造物の耐震対策等の推進

本町、大阪府をはじめ土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を推進する。

#### 1 基本的な考え方

- (1) 供用期間中に1～2度発生する確率の一般的な地震動、発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動とともに考慮の対象とする。

- (2) 一般的な地震動に対しては、機能に重大な支障が生じず、また、高レベルの地震動に対しても、人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から対策を実施する。
- (5) 軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

## 2 道路施設

道路管理者は、道路橋・高架道路等の耐震対策に努める。特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策を実施する

## 3 河川施設

河川管理者は、自ら管理する河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき、耐震対策等を実施する。

## 4 農業用施設

- (1) ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。
- (2) 堤体が損傷を受けても決壊しないよう、土地改良施設耐震対策計画に基づき計画的に耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。
- (3) 老朽化の著しいため池の対策について、啓発指導にあたりるとともに、危険なため池の改修、防災上重要なため池を中心に改修補強工事を実施する。

## 5 港湾施設、漁港施設等（大阪港湾局）

海上輸送基地の岸壁等の耐震対策を実施する。

## 第6 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

本町は、大阪府、防災関係機関等と協力し、大阪府の策定した地震防災対策特別措置法に定める第五次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図る。

## 第3節 津波災害予防対策の推進

東日本大震災による大津波は、改めて津波災害の恐ろしさを浮き彫りにした。また、南海トラフにおいて、津波を伴う大規模地震の発生が高い確率で予想されている。

本町は、最大クラスの津波が発生した場合でも、「何としても人命を守る」ことを目標に、住民の避難を軸に、あらゆる手段を尽くした総合的な津波対策を講じる。

### 第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルの津波に分けて対策を講じる。

- 1 発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1）
- 2 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2）

## 第2 ハード・ソフトを組み合わせた「多重防ぎよ」による津波防災地域づくりの推進（「津波防災地域づくりに関する法律」）

本町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を必要に応じて改訂し、津波による浸水が予想される地域について大阪府が示す浸水予測図に基づき、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

### 第3 津波から「逃げる」ための総合的な対策

発災時、一人ひとりが主体的、的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策に総合的に取り組む。

- （1）津波に対する知識の普及・啓発（津波に対する基本的事項、防災教育、啓発など）
- （2）避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波災害編）の策定
- （3）津波避難誘導（津波避難計画等の策定、学校、病院等の津波避難誘導体制の整備）
- （4）南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施
- （5）避難関連施設の整備（避難場所の整備、津波避難ビル等の指定、避難路等の整備）
- （6）津波に強いまちづくり（民間施設の活用も含めた「津波に強いまち」の形成）

## 第4節 水害予防対策の推進

本町、大阪府をはじめ関係機関は、河川・港湾・海岸・ため池における洪水や高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施するものとする。

### 第1 洪水対策

- （1）河川の改修（大阪府知事管理河川の改修、河川施設等の点検・整備）
- （2）水路の整備（不法投棄物の定期的な点検の実施、除去等）

### 第2 雨水出水対策

本町は浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水管）の整備による、雨水対策に努める。

### 第3 高潮対策

伊勢湾台風級の大型台風が室戸台風のコースを通って襲来した高潮に十分対処できるよう、高潮対策を実施する。

- （1）河川地域（必要な箇所において、防潮堤、橋梁嵩上げ等の整備）
- （2）海岸地域（水門等の施設管理、防潮堤嵩上げ、水門、樋門、門扉等の機能高度化の推進、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策）
- （3）水門等の点検、操作
- （4）津波・高潮ステーションの活用

## 第4 水害減災対策

洪水、雨水出水、高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の水災の軽減を図るため、以下に示すように洪水予報河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知海岸の高潮特別警戒水位の到達情報や水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

### 1 洪水予報及び水防警報等

- (1) 洪水予報
- (2) 水位到達情報の発表
- (3) 水防警報の発表
- (4) 水位情報の公表
- (5) 浸水想定区域の指定・公表
- (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

### 2 洪水・高潮リスクの開示

- (1) 洪水リスクの開示
- (2) 洪水・高潮リスク及び避難に関する情報の周知

### 3 防災訓練の実施・指導

- (1) 防災訓練の実施
- (2) 要配慮者利用施設等の防災訓練

### 4 浸水想定区域の指定があった場合、本町は、第1項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。（ハザードマップの作成・更新等）

## 第5 下水道の整備

本町及び大阪府は、町内における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

## 第6 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

水路の氾濫、ため池の決壊等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、本町、大阪府、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

## 第5節 風害予防対策の推進

本町は台風その他強風により、危険家屋の倒壊及び看板等の飛散等を未然に防止するため、気象に関する情報及び現状を判断し、危険家屋に対する補強対策の指導、看板、板類の飛散防止対策の指導を行う。

## 第6節 危険物等災害予防対策の推進

### 第1 危険物災害予防対策

本町消防本部は、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

### 第2 高圧ガス災害予防対策

本町消防本部は、高圧ガス法をはじめ、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

### 第3 火薬類災害予防対策

本町消防本部は、火薬類の災害を防止するため、関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

### 第4 毒物劇物災害予防対策

本町消防本部は、府が行う毒物及び劇物製造、貯蔵、販売又は取扱いのあらゆる段階における規制指導及び災害予防対策に対して協力する。

### 第5 放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性物質にかかる施設の設置者等は、放射線災害を防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び防災訓練等の災害予防対策を推進する。

### 第6 指定可燃物に対する予防対策

本町消防本部は、忠岡町火災予防条例に基づき、届出のある施設に対し、法令等に基づく立入検査、保安上の行政指導を行い、災害防止を図る。

## 第7節 火災予防対策の推進

本町消防本部は、火災発生及び延焼の拡大を防止するため、火災予防対策を推進する。

### 第1 建築物等の火災予防

本町消防本部は、一般建築物、高層建築物における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

#### 1 一般建築物

火災予防査察の強化を行うとともに、防火管理制度、防火対象物定期点検報告制度、住宅防火対策、住民、事業所に対する指導、啓発を推進する。

#### 2 高層建築物

防災管理に係る消防計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制、屋上緊急離着陸場等の整備など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

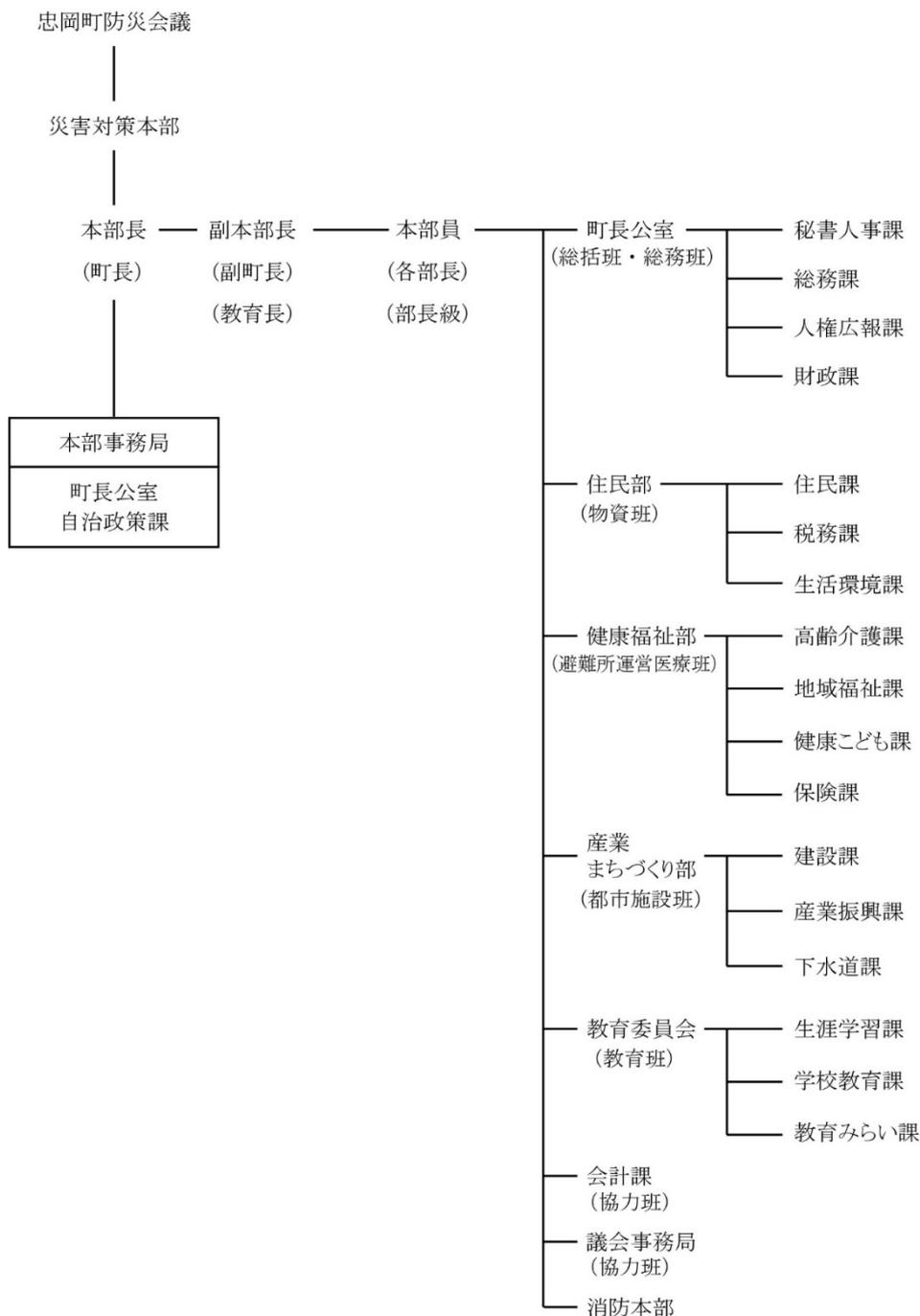
# 災害応急対策

## 第1章 活動体制の確立

### 第1節 組織動員

本町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、従事する者の安全確保に十分留意しつつ必要な組織動員体制をとる。

#### 第1 組織体制



総則

災害予防対策

災害応急対策

付編 東海地震の警戒  
宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震  
防災対策推進計画

事故等災害  
応急対策

災害復旧・  
復興対策

## 第2 動員配備体制

町長は、災害の規模、種類等を検討し、必要な防災体制をとるため、次の区分の配備を指令する。

- (1) 警戒配備(おおむね 20 人程度)
- (2) A 号配備＝小規模の災害応急対策を実施する体制 (おおむね 40 人程度)
- (3) B 号配備＝中規模の災害応急対策を実施する体制 (おおむね 70 人程度)
- (4) C 号配備＝町の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制(全職員)

## 第2節 自衛隊の災害派遣

人命救助のための応援を必要とするときなど、災害派遣要請基準に達しており町長が必要と判断した時は、自衛隊の派遣要請の要求は、町長が知事に行う。

## 第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

本町は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに大阪府、他市町村及び指定行政機関等に対し、応援を要請・要求する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な近隣市町村に対して積極的に支援を行う。

### 第1 応援の要求等

本町単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請・要求する。

### 第2 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本町の職員のみでは対応ができない場合は、大阪府、他市町村及び指定地方行政機関等に対し、職員の派遣を要請する。

### 第3 緊急消防援助隊の派遣要請

町長は、本町の消防力をもってしても災害応急対策や応急措置に対処できないと認めるときは、大阪府知事に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

### 第4 広域応援等の受入れ

本町は、広域応援等を要請した場合は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、地域防災拠点、その他適切な場所へ受け入れる。

### 第5 近隣市町村への支援

本町は、本町域での被害が比較的少なかった場合は、町域内における自力での災害対応に努めるとともに、応援要請を受けた場合などにおいては、近隣市町村における被害の甚大な

地域に対して、積極的に支援を行う。

## 第4節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、本町内が関係地域の全部又は一部となった場合、本町は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、本町の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

# 第2章 情報収集伝達・警戒活動

## 第1節 警戒期の情報伝達

本町、大阪府及び防災関係機関は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等（警戒レベルも附す）を、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

### 第1 気象予警報の伝達

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のある場合は、気象業務法に基づき、注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

### 第2 津波警報・注意報等の伝達

本町は、大阪管区気象台から発せられる津波予報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

### 第3 住民への周知

本町は、町防災行政無線、広報車、サイレンなどを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民等に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送やラジオ放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

本町は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。

## 第2節 警戒活動

本町、大阪府をはじめ防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行う。

## 第1 気象観測情報の収集伝達

本町は、大阪府及び関係機関と連携して、迅速かつ的確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

防災担当課（自治政策課）、水防担当課（建設課）及び本町消防本部は、気象台から本町を対象とした気象、高潮、波浪、洪水及び津波に関する注意報・警報・特別警報が発表された場合は、各種システムから気象観測情報を収集し注意、警戒にあたる。

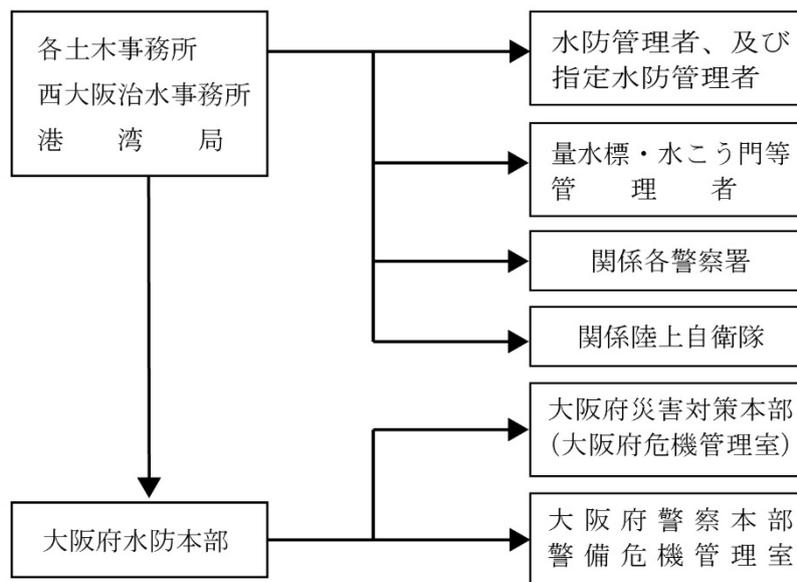
## 第2 水防警報及び洪水予報等

### 1 知事が発表する水防警報

知事が指定する河川（大津川、牛滝川）及び海岸において、洪水、津波又は高潮が生じる恐れがあると認められる場合は、大阪府鳳土木事務所長は、直ちに水防警報を発表し、関係水防管理者に通知する。

### 2 関係機関への伝達経路

[別図1-6] 知事が発表する水防警報の関係機関への伝達経路



※近地津波の場合は、時間に余裕のない可能性が高いことから、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表をもって、水防警報が発表されたものとみなす。

## 第3 水防活動

本町は、本町域において、洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

なお、災害対策本部が設置された場合は、同本部のもとに水防活動を実施する。また、災害発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

## 第4 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設

管理者、本町職員、警察官、海上保安官等に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

## 第5 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、交通等に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

### 1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

### 2 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

### 3 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

## 第6 港湾警戒活動

大阪海上保安監部（岸和田海上保安署）をはじめとする防災関係機関は、連携して、暴風、波浪等による船舶の座礁・遭難事故に備え、本町は、これに協力する。

## 第7 流木防止活動

関係機関は、港湾等において、高潮等によって生じる係留木材の流出事故に備える。

# 第3節 津波警戒活動

## 第1 避難対策等

本町は、関係機関等と協力して、避難指示（緊急）、避難誘導等の必要な措置を講ずる。

### （1）避難指示（緊急）

本町は、次のいずれかの場合、住民等に対して、速やかに的確な避難指示（緊急）を行うとともに、高台などの安全な場所に誘導する。

ア 大津波警報、津波警報又は津波注意報を覚知したとき

イ 強い揺れ（震度4程度以上）若しくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合。

（2）避難指示（緊急）及び避難誘導を行う場合は、本町防災行政無線（同報系）や自主防災組織等住民組織との連携など、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

（3）水防団は、正確な大津波警報等の収集及び伝達、津波からの避難誘導等を行う。

## 第2 水防活動

本町は、津波の襲来が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

### 第3 ライフライン・放送事業者の活動

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震発生時、緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するための対策を実施する。

### 第4 交通対策

- (1) 津波の襲来により危険度が高いと予想される道路区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて通行の禁止又は制限を行う。
- (2) 列車及び乗客等の安全を確保するため、鉄道の走行路線に津波の襲来により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行を停止する。
- (3) 船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

### 第5 流木防止活動

本町は、港湾・河川において、関係機関と連携し津波によって生じる係留木材の流出事故に備える。

## 第4節 発災直後の情報収集伝達

災害発生後、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

### 第1 情報収集伝達

本町は、災害発生後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握などの情報収集活動を行い、大阪府をはじめ、防災関係機関等に迅速に伝達する。

### 第2 通信手段の確保

災害発生後、直ちに無線通信機能の点検、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

## 第5節 災害広報

本町は、大阪府及び防災関係機関と相互に協議調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々なツールを活用し、提供する。

大阪府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っている場合に、大阪府が「災害モード宣言」を発した時は、本町域内での被害発生の有無に拘わらず、災害警戒本部設置時に準じる警戒態勢をとり、住民等に対して災害情報・予報に注意し、必要な対応に備えるよう、広報を行う。

## 第3章 消火、救助、救急、医療救護

### 第1節 消火・救助・救急活動

本町消防本部は、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施するものとする。

#### 第1 忠岡町

本町消防本部は、被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努め、消火活動、救助・救急活動を実施する。本町単独では、十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合など、大阪府、大阪市消防局あるいは他市町村などに応援を要請する。

#### 第2 消防団

火災の拡大又は大規模災害の発生その他必要な場合は、全消防団員に対して非常招集を行い、消防本部、自主防災組織等と連携して消火、救助、救急活動を実施する。

#### 第3 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助、救急活動を実施する。

#### 第4 惨事ストレス対策

本町は、救助・救急又は消火活動等を実施するにあたって、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

### 第2節 医療救護活動

災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動(助産を含む)を実施する。また、災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンなどを含む)に対して適宜助言及び支援を求める。

#### 第1 医療情報の収集・提供活動

本町は、泉大津市医師会等の協力を得て、人的被害、医療機関の被災状況及び活動状況並びに被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに大阪府へ報告する。また住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

なお、大阪府和泉保健所内に保健所保健医療調整本部が設置された場合は、医療機関状況の情報を保健所保健医療調整本部に集約する。

#### 第2 現地医療対策

(1) 災害の状況に応じ泉大津市医師会の協力を得て、速やかに医療救護班を編成し、

被災現地に派遣して医療救護活動を実施する。

- (2) 必要に応じて災害現場近くの適当な安全な場所に応急救護所を設置、運営し、避難所その他適切な場所に医療救護所を設置、運営する。
- (3) 災害発生直後に、岸和田市民病院及び医療法人穂仁会聖祐病院の救護班や泉大津市医師会等の協力による救護班等が応急救護所で応急処置やトリアージ等を行う。

### 第3 後方医療対策

救護所では対応できない患者や病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ、治療を行う。

### 第4 医薬品等の確保・供給活動

本町は、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の確保体制を整備し、調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、大阪府に対して供給の要請を行う。

### 第5 個別疾病対策

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

## 第4章 避難行動

### 第1節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずる。その際、本町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にしてとるべき避難行動がわかるようにすることなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

町長は、住民の生命、身体又は財産を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難勧告等を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示すとともに、警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるようにする。

避難指示（緊急）等の実施にあたっては、対象地域名、避難先、避難理由等を明示し、本町防災行政無線（同報系）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図り、避難行動要支援者に配慮したものとする。

- (1) 避難者は地区内の公園・空地等に集合し、事前に選定した安全な経路を歩いて徒歩により避難する。

- (2) 避難誘導は、なるべく自主防災組織、自治振興協議会単位で行う。
- (3) 避難の誘導にあたっては、病弱者、高齢者、幼児、障がい者その他単独で避難することが困難な者を優先するとともに、出来る限り早めに事前避難させる。
- (4) 火災等で最初の避難所が危険と判断された場合、より安全な避難場所等へ移動する。

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限・禁止、又は当該区域からの退去を命ずる。

## 第2節 避難所の開設・運営

本町は、災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、食糧、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

### 第1 避難所の開設

- (1) 避難収容が必要と判断した場合、安全な避難所を指定するとともに住民に周知し、避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。
- (2) 避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関や大阪府への要請などにより、必要な施設の確保を図る。

### 第2 避難所の管理・運営

本町は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。避難者による自主的な運営を促すとともに、避難所の管理運営マニュアルに基づき、円滑な管理、運営に努める。

## 第3節 避難行動要支援者への支援

本町は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

# 第5章 交通対策、緊急輸送活動

## 第1節 交通規制・緊急輸送活動

本町は、救助・救急・消火、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるものとする。

### 第1 陸上輸送

- (1) 災害応急対策を迅速に行うための緊急交通路の指定・周知

(2) 輸送手段、輸送基地の確保による、緊急物資や復旧資機材緊急輸送体制の確立

## 第2 水上輸送

- (1) 関係機関の協力を得て、水上輸送による緊急輸送活動を実施
- (2) 大阪海上保安監部は、海上交通の安全を確保するために必要な交通制限等を実施

## 第3 航空輸送

大阪市消防局、大阪府警察等の協力を得て、航空輸送による緊急輸送活動を実施

### 第2節 交通の維持復旧

鉄道、道路、港湾施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

- (1) 鉄道線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧
- (2) 道路は、緊急交通路を優先した応急復旧の後、順次その他の道路の応急復旧を実施

## 第6章 二次災害防止、ライフライン確保

### 第1節 公共施設応急対策

関係機関は、地震活動又は大雨による浸水、地すべり及び建築物の倒壊等に備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて、住民の啓発に努める。

#### 第1 公共土木施設等

本町、大阪府及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

#### 第2 公共建築物等

本町及び大阪府は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

本町は、防災上必要な庁舎等の施設及び設備を調査し、防災上の機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

### 第2節 民間建築物等応急対策

本町及び関係機関は、建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散などに備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により、建築物の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

### 第3節 ライフライン・放送の確保

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

### 第4節 農林水産関係応急対策

本町は、大阪府、農業関係団体及び漁業協同組合等と協力し、農林水産業に関する応急対策を講ずるものとする。

## 第7章 被災者の生活支援

### 第1節 オペレーション体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、本町、大阪府は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図る。

### 第2節 住民等からの問い合わせ

本町、大阪府は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

### 第3節 災害救助法の適用

災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受ける恐れが生じた場合など、災害救助法の適用を申請する。

### 第4節 緊急物資の供給

本町は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。

### 第5節 住宅の応急確保

本町及び大阪府は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障

がい者等を優先する。

建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急住宅需要に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、大阪府と連携して、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

## 第6節 応急教育

本町教育委員会は、被災後も学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

## 第7節 自発的支援の受入れ

本町は、大阪府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、忠岡町社会福祉協議会、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関と相互に連携・協力し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

# 第8章 社会環境の確保

## 第1節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、大阪府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する

## 第2節 廃棄物の処理

し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）の処理については、危険なもの、通行上支障のあるも

の等を優先的に収集・運搬し、適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

### 第3節 遺体対策

本町は、大阪府警察（泉大津警察署）及び大阪海上保安監部（岸和田海上保安署）と連携し、遺体対策について、必要な措置をとる。

災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

### 第4節 社会秩序の維持

本町は、大阪府及び防災関係機関と連携して、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

買い占め、売り惜しみにより生活必需品の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

## 付編 東海地震の警戒宣言に伴う対応

総則

本町は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体、財産等の安全を確保する。

警戒宣言が発せられた際の具体的な対応は、警戒態勢を確立して災害に備えることと、日常生活及び社会生活に混乱を来たさないよう、地震関連情報の収集と広報に努めることに重点を置く。

災害予防対策

災害応急対策

- (1) 警戒宣言が発せられている間においても、日常の生活並びに都市機能は平常どおりに確保する。
- (2) 東海地震による被害を最小限に軽減するための措置を講じ、かつ、警戒宣言に伴う社会的混乱の防止に努めることにより、住民の生命・身体・財産等の安全を確保する。
- (3) 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震の発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定める。なお、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- (4) 住民や事業者に対しては、警戒宣言が発せられた際の対処に関して、広報活動及び行政指導により周知徹底し、全面的な協力を求める。
- (5) 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- (6) 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編、災害応急対策編で対処する。

付編 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

## 付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

本町は、南海トラフ地震に係る「地震防災対策推進地域」に指定されている。この計画の目的は、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、本町における地震・津波防災体制の推進を図ることである。

### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

- (1) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- (2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

本町は、揺れを観測し、又は発生のおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編  
宣言に  
伴う対  
応

付編2  
南海トラフ地震  
防災対策推進計画

事故等災害  
応急対策

災害復旧・  
復興対策

# 事故等災害応急対策

総則

災害予防対策

災害応急対策

東海地震の警戒  
宣言に伴う対応

付編2  
南海トラフ地震  
防災対策推進計画

事故等災害  
応急対策

災害復旧・  
復興対策

## 第1節 海上災害応急対策

本町、大阪府その他の防災関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、危険物、高圧ガス及び毒物劇物等（以下「危険物等」という。）の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施するものとする。

## 第2節 鉄道災害応急対策

鉄道事業者及び本町、大阪府その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

## 第3節 道路災害応急対策

道路管理者及び本町、大阪府その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

## 第4節 危険物等災害応急対策

本町及び防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危険防止を図るものとする。

### 第1 危険物災害応急対策

関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。

### 第2 高圧ガス災害応急対策

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

### 第3 火薬類災害応急対策

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

### 第4 毒物劇物災害応急対策

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応

急対策を実施する。

## 第5 管理化学物質災害応急対策

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、生活環境保全条例の権限を移譲されている本町は、管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

## 第5節 高層建築物、市街地災害応急対策

本町消防本部は、高層建築物等の災害に対処するため、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、各種対策を実施する。

## 第6節 その他災害応急対策

忠岡町地域防災計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるよう定めているが、その他にも航空機の墜落等の不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、本町及び関係機関は災害の態様に応じ、「災害応急対策」を準用し、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずるものとする。

### 第1 放射性物質（原子力施設、放射性同位元素に係る施設等）

原子力事業者等は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視等を実施する。

原子力事業者等は、施設の倒壊等によって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

# 災害復旧・復興対策

総則

災害予防対策

災害応急対策

東海地震の警戒  
宣言に伴う対応編2  
南海トラフ地震  
防災対策推進計画事故等災害  
応急対策災害復旧・  
復興対策

## 第1節 復旧事業の推進

本町、大阪府をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重し、災害発生後の住民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進する。

## 第2節 被災者の生活確保

本町及び大阪府は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| (1) 災害弔慰金等の支給  | (2) 災害援護資金・生活資金等の貸付 |
| (3) 罹災証明書の交付等  | (4) 住宅の確保等          |
| (5) 被災者生活再建支援金 | (6) その他の金融措置        |
| (7) 流通機能の回復    |                     |

## 第3節 中小企業の復旧支援

大阪府は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

本町は、これら大阪府の措置の実施に協力し、本町における被災した中小企業の早期復旧を促進する。

## 第4節 農林漁業関係者の復旧支援

大阪府は、被災した農林漁業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

本町は、これら大阪府の措置の実施に協力し、本町における被災した農林漁業関係者の早期復旧を促進する。

## 第5節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

## 第6節 復興に向けた基本的な考え方

大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、大阪府、本町は、災害発生後の応急対

策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、大阪府、本町は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

## 第7節 忠岡町における復興に向けた取組

復興に向けて、以下の取組を行う。

- (1) 復興対策本部の設置
- (2) 基本方針の決定
  - ・大規模災害からの復興の目標に関する事項
  - ・大規模災害からの復興のために、町が実施すべき施策に関する方針
  - ・町における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
  - ・その他、大規模災害からの復興に関し必要な事項
- (3) 復興計画の策定
 

迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく復興計画を定める
- (4) 復興計画策定の方向
 

復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。計画策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

  - ① 復興計画の区域
  - ② 復興計画の目標
  - ③ 本町における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
  - ④ 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
  - ⑤ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
  - ⑥ 復興計画の期間
  - ⑦ その他復興事業の実施に関し必要な事項